

宗像市屋外広告物条例（案）

宗像市景観計画の変更（案）

【概要・参考資料】

宗像市屋外広告物条例（案）について P1～P10

宗像市景観計画の変更（案）について P11～P12

平成27年3月

宗 像 市

宗像市屋外広告物条例（案）について

条例制定の趣旨

本市では、景観法に基づく景観計画を平成26年7月に策定し、10月1日から景観条例と合わせて本格施行しており、本市における良好な景観形成の実現を、法的担保を持って推進していくこととなりました。

屋外広告物も景観を形成する重要な要素の一つであり、その表示や設置に際しては、周辺景観との調和はもとより安全性の確保という視点も重要となります。本市の場合、特に歴史的景観や自然景観に恵まれた島部や玄海地域などの景観重点区域（景観計画で定める景観重点区域をいう。）では、屋外広告物を地域の景観特性に配慮した規模・数量・色彩などへと誘導していく必要があります。

現在、本市における屋外広告物に関する規制は、福岡県屋外広告物条例（以下「県条例」という。）に基づいて行われていますが、県条例では屋外広告物の表示や設置の基準が一律で、実情に応じた規制がごく一部の地域に限られているなど、本市の地域特性を鑑みると不十分な規制内容となっています。また、景観法の規定により、県条例に適合する屋外広告物は景観計画による規制の対象外とされていることから、景観計画で規制誘導する建築物や工作物と一体となった良好な景観形成のためにも、独自の屋外広告物規制が求められています。

そこで、本市における良好な景観をより積極的に保全・形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法に基づき、市で屋外広告物条例を制定するものです。

条例（案）の主な内容としては、景観重点区域を、自家用以外の屋外広告物の表示や設置を原則として禁止する特別地域として新たに設定するとともに、特別地域における屋外広告物の表示や設置にあたっての基準（面積・高さ・色彩など）を新たに定めるものです。

なお、条例を施行した時点で、既に適法に表示・設置されている屋外広告物については、一定の期間、そのまま表示や設置が可能となる経過措置を設けることとしています。

宗像市屋外広告物条例（案）の概要

第1章 総則（第1条 第3条）

本条例の目的や広告物のあり方、責務について定めています。屋外広告物法に基づいて必要な規制を行うことにより、良好な景観の形成や風致の維持、公衆への危害防止を図ることとしています。

第2章 広告物等の制限（第4条 第17条）

屋外広告物の表示等を禁止する地域（展望地域含む）禁止する物件や広告物を定めるとともに、屋外広告物の表示等をする際には市の許可を必要とし、許可にあたってはその基準や期間、条件などを市が付けることとしています（詳細は規則で定めます）。

屋外広告物には営利だけでなく非営利のものも含まれることや、必要最小限の商業活動への配慮が必要であることから、一定規模以下の広告物や特定の広告物等については許可不要等とする規定を設けています（詳細は規則で定めます）。

また、活力あるまちづくりのための広告物の活用地区の指定や、良好な景観を特に保全するための整備地区の指定、市民等による協定の締結とその方法等についても定めています。

なお、条例を施行した時点で既に適法に表示・設置されていた屋外広告物については、一定期間の経過措置を設けています。

第3章 管理、監督等（第18条 第30条）

屋外広告物設置後の管理義務や、条例違反に対する措置等について定めています。

屋外広告物を良好に維持管理するため、簡易なものを除き管理者を置いて、それを市に届け出なければならないことや、期間終了後の速やかな除却義務、市は条例に違反した広告物に対し一定の手続き（公示・除却・売却等）を踏んで対応しなければならないこと、また必要に応じて立ち入り検査ができること等を定めています。

第4章 雑則（第31条 第35条）

特別地域の範囲や禁止物件の種類、許可の基準その他を市が決定・変更・廃止等するときは、景観審議会の意見を聴かななければならないこととしています。

また、告示、手数料、規則への委任について定めています。特別地域や禁止物件、許可の基準等の指定や変更、廃止等を決定した際は告示しなければならないこと、市が屋外広告物の設置等の許可をする際には手数料を徴収すること、また条例の施行に関して必要なことは、規則で定めることとしています。

手数料については次頁の表のとおりです。これまでと変更ありません。

区分	種別	単位	金額
はり紙の類	-	1枚	5円
はり札等の類	-	1枚	10円
広告幕又は広告旗	-	1枚	400円
立看板等	-	1個	200円
アドバルーン	-	1個	1,000円
電柱、街灯柱又は標識の類を利用する広告物	-	1個	200円
広告塔、広告板その他の広告物。 ただし、照明を伴うものについては、当該手数料額に10割を加算するものとする。	1平方メートル未満	1個	200円
	1平方メートル以上2平方メートル未満	1個	400円
	2平方メートル以上5平方メートル未満	1個	800円
	5平方メートル以上10平方メートル未満	1個	1,600円
	10平方メートル以上20平方メートル未満	1個	3,200円
	20平方メートル以上30平方メートル未満	1個	5,000円
	30平方メートル以上50平方メートル以下	1個	8,000円
50平方メートル超	1個	8,000円に50平方メートルを超える面積（1平方メートル未満の端数を生じる場合は、1平方メートルに切り上げた面積）について1平方メートルにつき200円を合算した金額。ただし、その額が50,000円を超えるときは50,000円とする。	

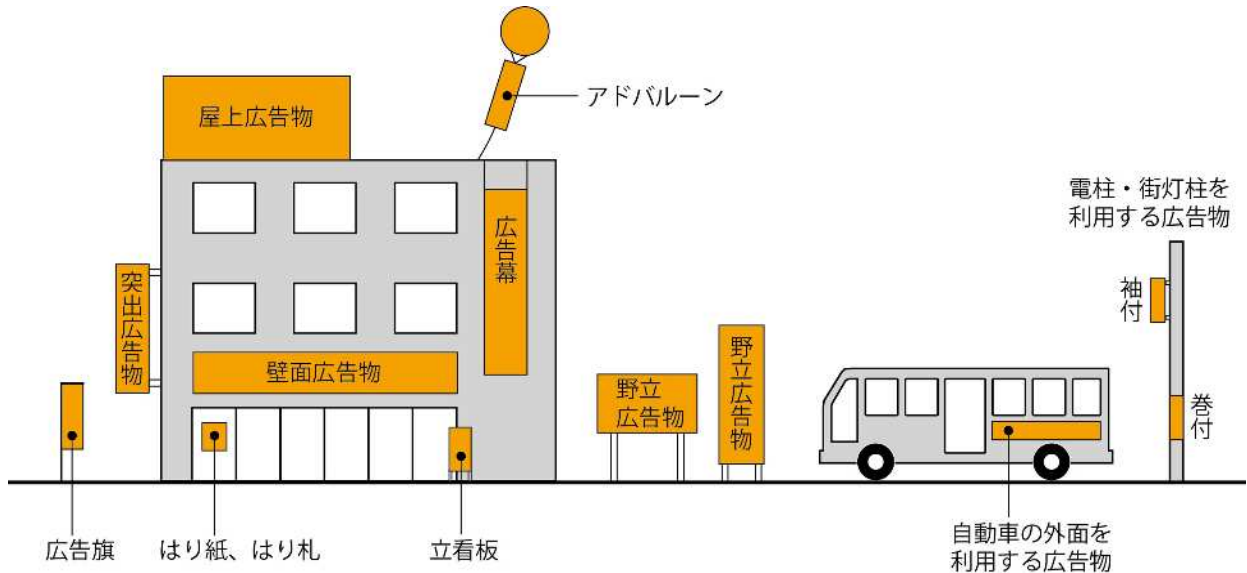
第5章 罰則（第36条 第39条）

この条例の規定に違反した者に対する罰則（罰金の額等）を定めています。

宗像市屋外広告物条例（案）の要点解説

1. 屋外広告物とは（屋外広告物法第2条に定義）

屋外広告物とは、常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、広告塔、広告板などをいいます。このため、営利を目的とした商業広告だけでなく、非営利なものであっても常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、屋外広告物に該当します。



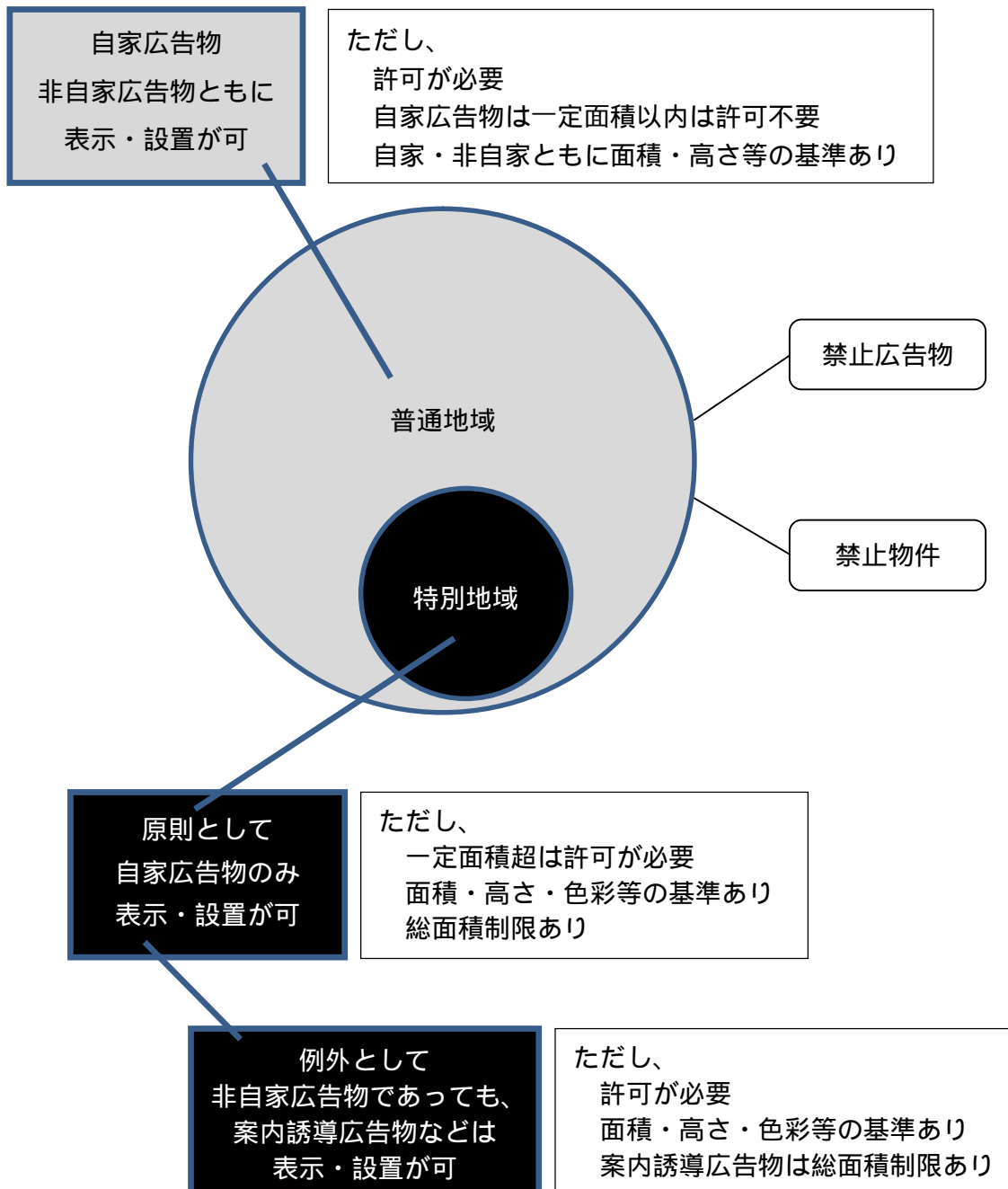
2. 禁止広告物と禁止物件（条例（案）第13条、第6条）

禁止広告物	<p>次のような広告物は、すべての地域において表示できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの 著しく破損し、又は老朽したもの 倒壊又は落下のおそれがあるもの 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
禁止物件	<p>次の物件には、原則として広告物を表示できません(ただし、適用除外もあります)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯 石垣、擁壁の類 街路樹、路傍樹、保存樹 信号機、道路標識、歩道柵、カーブミラー、パーキング・メーター及び道路情報管理施設、駒止めの類並びに里程標の類 電柱、街灯柱その他電柱の類及び消火栓標識（はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等その他これらに類するものを表示する場合に限る） 消火栓、火災報知機、防火水槽標識及び火の見やぐら 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔の類 送電塔、送受信塔及び照明塔 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類 景観重要建造物、景観重要樹木 銅像、神仏像及び記念碑の類 道路の路面 市長が特に必要と認めて指定する物件

3. 特別地域と普通地域（条例（案）第4条、第7条）

宗像市屋外広告物条例（案）では、景観計画の内容や地域の特性を踏まえ、特別地域と普通地域を設けています。特別地域と普通地域の規制誘導の概略は、下図のとおりです。

この図は概略でありすべての内容を表現したものではありません



自家広告物とは

自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、
自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物のこと。

非自家広告物とは

自家広告物以外の広告物のこと。

【参考】特別地域における規制誘導のイメージ（例）

【現在】



高さや大きさなどが周囲と調和していない広告物

【将来】



建物や周囲のまちなみと調和したものにする

【現在】



色彩の基準がなく、派手な色彩も使用可能

【将来】



色彩の基準を定め、高彩度の色彩は表示面の2分の1以下にする

【現在】



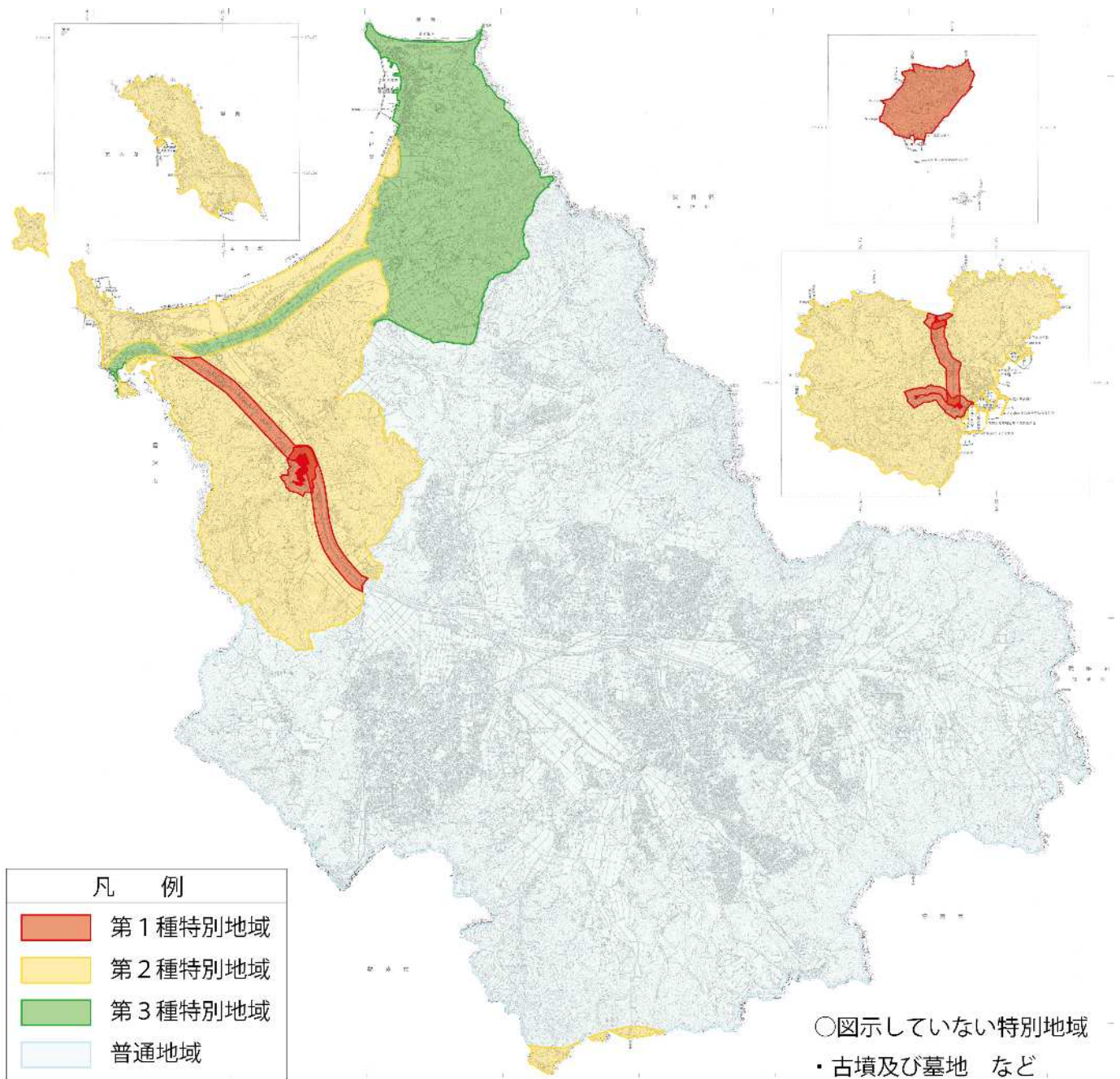
複数の広告物を設置する際、高さや大きさがバラバラ

【将来】



複数の広告物を設置する際、高さや大きさを統一する

図 屋外広告物の規制区域



4. 適用除外（条例（案）第11条）

（1）特別地域、普通地域、禁止物件で許可不要の広告物

他法令の規定により表示する広告物

（道路標識、交通標識など他法令の規定により表示するもの）

国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物

簡易広告物以外の広告物については、事前に市長と協議し、同意を得ることが必要
公職選挙法の規定に基づく選挙運動用のポスター、立札など

（2）特別地域、普通地域で許可不要の広告物

自家広告物で基準に適合するもの

管理広告物で基準に適合するもの

工事現場の板塀や板囲いに表示される広告物で基準に適合するもの

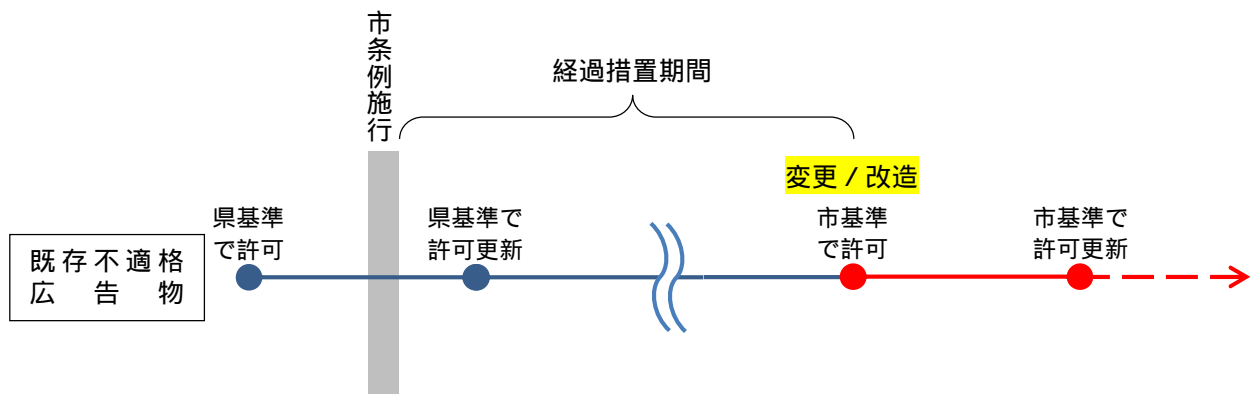
冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物

講演会、展覧会、音楽会、スポーツ大会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物

自動車に表示される広告物で基準に適合するもの

5. 経過措置（条例（案）附則第3項）

県条例の規定により適法に表示・設置されている広告物が、市条例の新たな規制により既存不適格となる場合は、広告物を変更又は改造するときまでを、新しい基準へ適合させるための猶予期間（経過措置期間）とします。



屋外広告物の許可基準(共通基準・色彩等基準)の概要

共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物の面積、高さ、数量は最小限とすること。 ・複数の広告物を無秩序に設置することを避け、できる限り集約化すること。 ・広告物の形態意匠は、地域特性や周辺景観との調和を図ること。 ・建築物、工作物に附属する広告物の形態意匠は、当該建築物、工作物との調和を図ること。 ・広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物、工作物と類似、融和するものとする。 ・道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）等条例以外の法令の適用を受ける広告物にあっては、これらの法令の規定に適合するものであること。
色彩、映像広告等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・特別地域にあっては、彩度6を超える色彩を使用する面積が1面の表示面積の2分の1以下のものであること。 ・特別地域にあっては、蛍光、夜光その他これらに類する塗料の使用を禁止する。 ・特別地域にあっては、動光、点滅照明、その他これらに類似するものの設置を禁止する。 ・特別地域にあっては、反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いる映像広告またはこれらに類するものの設置を禁止する。

屋外広告物(広告塔・広告板)の許可基準の概要

種別	景観計画	地域区分	許可基準						許可による特別地域の適用除外		適用除外	
			壁面広告の面積	突出広告の上下端・出幅・面積	屋上等広告の高さ	野立広告(自家)の高さ・面積	野立広告(非自家)の高さ・面積	映像広告の高さ・面積	自家広告物の総量	案内誘導広告の高さ・面積・総量・色彩	許可不要の自家広告物	許可不要の管理広告物
特別地域	第1種 景観重点区域 景観重要公共施設(県道69号、県道541号等)	特に良好な自然景観や歴史・文化遺産等を保全する地域 主要な視点場からの眺望を保全する地域 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産として指定している地域と、それに接続する展望可能な100m以内の地域 県道69号、県道541号等とそれに接続する展望可能な100m以内の地域	自家のみ 各壁面面積の1/4以内	自家のみ 上端軒高まで 下端2.5m以上 出幅1.0m以内	禁止	6m以下 合計5㎡以内	禁止	禁止	10㎡以内	5m以下 1面2㎡以内かつ合計4㎡以内 (集合看板は1面8㎡以内かつ合計16㎡以内、一施設1面2㎡以内) 一施設につき特別地域内で3箇所以内 色彩は原則3色以内 設置は指定する地域に限る	5㎡以内	2㎡以内
	第2種 景観重点区域 景観重点区域 景観重要公共施設(市道神湊線等) 景観形成一般区域(古墳・墓地の地域等)	良好な自然景観や歴史・文化遺産、住宅地・集落地景観等を保全する地域 主要な視点場からの眺望を保全する地域 九州自動車道とそれに接続する展望可能な500m以内の地域 古墳及び墓地の地域等	自家のみ 各壁面面積の1/4以内	自家のみ 上端軒高まで 下端2.5m以上 出幅1.0m以内	自家のみ 3m以下 建築物の高さの1/3以下	6m以下 合計5㎡以内	禁止	禁止	15㎡以内	5m以下 1面2㎡以内かつ合計4㎡以内 (集合看板は1面8㎡以内かつ合計16㎡以内、一施設1面2㎡以内) 一施設につき特別地域内で3箇所以内 色彩は原則3色以内	10㎡以内 (九州自動車道500m以内と古墳・墓地の地域は5㎡以内)	5㎡以内
	第3種 景観重点区域 景観重要公共施設(国道495号)	良好な自然環境とまちなみが調和した景観を保全する地域 主要な視点場からの眺望を保全する地域 国道495号とそれに接続する地域のうち、商業活動との調和を図る地域	自家のみ 各壁面面積の1/3以内	自家のみ 上端軒高まで 下端2.5m以上 出幅1.5m以内	自家のみ 3m以下 建築物の高さの1/3以下	8m以下 合計10㎡以内	禁止	禁止	20㎡以内	5m以下 1面2㎡以内かつ合計4㎡以内 (集合看板は1面8㎡以内かつ合計16㎡以内、一施設1面2㎡以内) 一施設につき特別地域内で3箇所以内 色彩は原則3色以内	10㎡以内	5㎡以内
普通地域	景観形成一般区域	土地利用の状況に応じた良好な景観を形成する地域	各壁面面積の1/3以内 (商業は3/5以内)	面積合計20㎡以内	【屋上設置】 建築物の高さの2/3以下 地上から50m以下 【屋上構造物利用】 各壁面面積の1/2未満 (1/2以上は屋上に設置する広告物扱い)	【広告塔】15m以下、1面50㎡以内、相互距離15m以上 (商業は高さ30m以下のみ) 【広告板】5m以下、1面50㎡以内、相互距離5m以上 (商業は高さ10m以下のみ)	-	-	15㎡以内	5㎡以内		
注記	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物のうち、他法令の規定によるもの、公共団体が設置するもの(簡易なもののみ)、公職選挙法によるものは上記によらず適用除外。 ・特別地域では自家広告など、一定の要件を満たす広告物のみ表示・設置が可能。 ・この表における「商業」とは、主に用途地域における商業地域、近隣商業地域のことをいう。 ・この表の基準のほかに、地区計画やまちづくり協定など屋外広告物に関する地域の特別ルールを定めている場合がある。 <p><道路法> 道路上の出幅1.0m以内 <道路構造令> 車道上：下端4.5m以上 歩道上：下端2.5m以上</p> <p>許可期間・・・3年以内 手数料・・・㎡による(1㎡未満200円～50㎡以上50,000円)</p>								<ul style="list-style-type: none"> ・基準に適合することが前提。 ・1敷地の総量は、広告塔・広告板(野立広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物)の表示面積の合計。 ・第2種・第3種特別地域にある延面積1,000㎡を超える店舗、宿泊施設等は、自家広告物等の総量緩和規制あり(1,000㎡ごとに10㎡)。ただし、第2種は45㎡、第3種は50㎡が上限。 		面積計算には簡易広告物を含む。	

屋外広告物(簡易なもの)の許可基準の概要

	許可基準				期間
	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	
はり紙	面積は1枚1㎡以内				1月以内
はり札等					
立看板等	大きさは縦2.0m以内、横1.0m以内、脚の長さは0.3m以内				許可等の期間が1月以内の広告物であって、基準に適合し、かつ良好な管理が行われていると市長が認める広告物は、最長3年以内まで期間を延長することができる。
広告幕 (建築物又は工作物の壁面を利用するものを除く。)	表示面積は15㎡以内 風圧に耐えるようにしっかりと係留すること				
広告旗(のぼり)	1面2㎡以内 4本以上設置する場合は相互の距離3m以上		1面2㎡以内		
アドバルーン	1敷地につき1個まで 風圧に耐えるようにしっかりと係留すること				3日以内 (特別地域のみ)
電柱または街灯柱の類を利用するもの	巻き付けるもの及び直接塗布するもの	1本につき1個まで 高さは路面から1.2m以上、大きさは縦1.8m以内			3年以内
	突き出して取り付けするもの	高さは路面から4.5m以上(歩道上にあっては、2.5m以上)、出幅は0.8m以内、大きさは縦1.5m以内、横0.8m以内			
標識の類を利用するもの	バス停留所の標識を利用するもの	標識の表示面の面積の1/3以内			
	消火栓の標識を利用するもの	高さは路面から4.5m以上(歩道上にあっては、2.5m以上)、大きさは縦0.4m以内、横0.8m以内			
バスの外面を利用するもの	<p>1 定期路線バスの外面を利用し、表示するもの(2に規定するものを除く。)は、次に掲げるもの</p> <p>(1) 表示は、窓面を利用する場合は側面及び後面のみとし、表示面積は、それぞれの窓面面積の30パーセント以内</p> <p>(2) 色彩、意匠等は、良好な景観の形成に配慮したもの</p> <p>(3) 表示の方法は、電光表示装置等を用いて映像を映し出すこと等により、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものでないこと</p> <p>(4) 材質は、発光、蛍光その他の反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるものでないこと</p> <p>2 定期路線バスの外面を利用し、広告板を用いて表示する表示面積は、1台につき、側面にあっては左右それぞれ5平方メートル以内、後面にあっては0.5平方メートル以内</p>				

宗像市景観計画の変更（案）について

変更の趣旨

宗像市では、平成26年7月に宗像市景観計画を策定、同年10月1日から宗像市景観条例を施行し、本市の地域特性にふさわしい景観形成の誘導に取り組んでいます。

今回、景観形成上重要となる公共施設や屋外広告物に関する事項について、本計画の更なる充実や時点修正を図ることにしました。

このため、本計画の第4章のうち、次の2項目について変更を行うものです。

「景観重要公共施設の整備に関する事項」(現行計画P39～P40)

景観法第8条に基づき、景観重要公共施設の整備に関する事項と許可の基準を定めるため、変更するもの。

「屋外広告物に関する行為の制限」(現行計画P41)

宗像市屋外広告物条例(案)の作成との整合を図るため、変更するもの。

変更の概要

(1)「景観重要公共施設の整備に関する事項」の変更箇所について

景観重要公共施設の指定 変更(案)P1～2

現行計画において列挙していた景観重要公共施設(候補)を、景観重要公共施設に指定するものです。

景観重要道路の追加 変更(案)P1～2

JR東郷駅北口の整備に伴う駅前広場内の道路(市道田熊68号線)・駅前広場から県道に接続する道路(市道東郷駅前線)の2路線と、県道75号の一部を景観重要道路として追加するものです。

整備に関する事項等の追加 変更(案)P3～5

景観重要公共施設を整備する際に配慮が必要な事項として、景観重要公共施設の整備に関する事項と許可の基準を新たに定めるものです。

(2)「屋外広告物に関する行為の制限」の変更箇所について

屋外広告物の表示等に関する基本方針の追加 変更(案) P 6

現行計画では、「今後、宗像市屋外広告物条例の制定の取組みを進めます」としていましたが、現在、屋外広告物条例(案)を作成し、条例制定の取組みが進行しつつあることから、景観計画と連携を図りつつ、屋外広告物条例によって屋外広告物の規制・誘導を推進していくことを基本方針として定めるものです。

屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項への変更 変更(案) P 6

屋外広告物法第6条では、「景観計画において広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、その景観計画に即して屋外広告物条例を定めるものとする」としています。

そこで、現行計画で位置づけていた屋外広告物の表示等に関する方針を「屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項」に変更し、本計画と屋外広告物条例との連携を明確にするものです。